

5 年に一度の近接目視点検が義務化に！

平成24年12月2日に山梨県大月市で発生した中央自動車道笹子トンネルの天井板崩落事故を契機に、社会インフラの劣化、点検の重要性がそれ以前に増して重要視されるようになりました。平成26年3月には「道路法施行規則の一部を改正する省令」が公布、同年7月より施行され、橋長2m以上の橋梁について、5年に一度の近接目視による定期点検が義務化されました。



「橋梁長寿命化修繕計画」の作成

平成23年に51橋(15m以上の橋梁と15m未満の主要路線の橋梁)について、「上毛町橋梁長寿命化修繕計画」を策定していました。しかし、法改正により橋長2m以上の橋梁について、5年に一度の近接目視による定期点検が義務化されたことによって、平成24年度に全橋梁の点検を完了し、平成26年2月に「橋梁長寿命化修繕計画」の見直しを行いました。

現在その計画に基づき、平成26年度から平成30年度までの5年間で橋梁点検を実施しているところです。点検方法としては、「近接目視」にて行います。近接目視による点検とは、各部材に点検員が近づき、はしごや脚立などを使用してできるだけ近くで観察し、必要に応じて触診や打音などの検査を実施することです。各部材に近づいて点検を行うために、一部の橋梁では高所作業車や橋梁点検車を使用し、点検を行う場合もあります。

安全・安心のために定期点検を行っています

定期点検においては、研修を受けた上毛町役場建設課職員が実施するか、町が委託した点検業者が実施するかになりますが、対策の実施または対策の必要性の判定を行うにあたって原因や損傷範囲の特定など、詳細な調査が必要と判断された橋梁については、専門家による調査を実施することもあります。

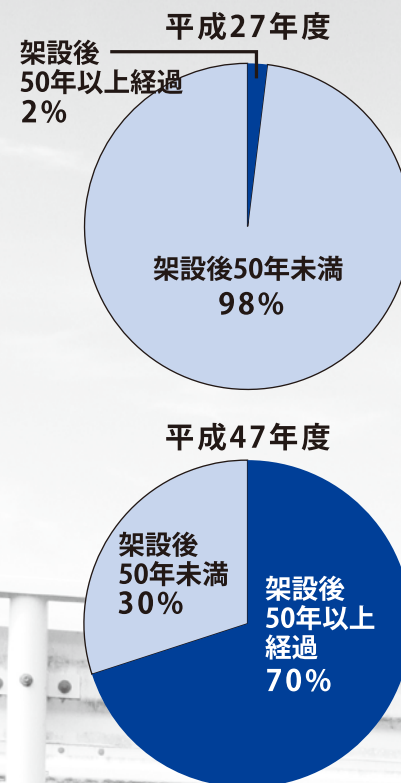
また、定期点検とは別に、道路パトロール時などに目視点検を行い、異常や劣化損傷の早期発見に向けた日常的な点検も行っており、容易に対応できるものについては、道路管理と同様、可能な限り維持作業の中で対処しています。

定期点検における結果に基づいて損傷度の判定・健全性診断・補修、補強の必要性判定を行い、緊急性を考慮した修繕計画を作成します。また、その計画に沿って、順次維持・補修などを行っています。

今後、橋梁点検や修繕を実施する中で、一部の橋梁において、交通規制を要する場合があります。ご迷惑をおかけしますが、安全に十分配慮して行いたいと考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。



上毛町における高齢化橋梁の割合 〈管理橋梁125橋〉



道路整備で暮らしの安全・安心を支えます

道路橋の長寿命化に関する取り組みについて

上毛町が管理している橋梁は、平成28年3月時点で125橋架設されています。このうち、架設後50年を経過する橋梁は3橋あり、全体の2%を占めます。しかし20年後には、この割合が70%になり、橋梁の高齢化が加速します。これらの高齢化に対して何も手を打たなければ、莫大な維持管理や架け替え費用のツケを子孫に回すことになるため、効率的に橋梁を管理していく必要があります。

